１２月議会　一般質問　太田　原稿

みなさん、おはようございます。日本共産党の太田とおるです。通告に従いまして一般質問を行います。

〇　国民健康保険について

　来年4月からの国保の都道府県単位化についてです。

9月議会後の10月25日に大阪府の2回目の国保料の仮算定結果が公表されました。

全国的には3回目の試算となり激変緩和措置を行った場合の保険料を試算することが目的として8月末までに国に報告をするとされていたもので約2ヶ月遅れとなっています。残念ながら大阪府では国の求める試算を一度行っていませんので今回で2回目の試算です。その上、国の求めていた激変緩和措置を施した場合の保険料率の計算は行われませんでした。

平成29年度の国保料をもとに大阪府下で保険料を統一した場合の平成29年度の国保料としての試算です。合わせて出てきた資料によると粗い試算と書いてはありますが、寝屋川市では加入者一人あたりの保険料は約１万円の引き下げと書かれています。そこで、示された保険料率で実際に計算をすると現行、寝屋川市では200万所得の４人家族で37万100円の保険料ですが、大阪府の仮算定では40万1900円となり3万1800円の引き上げとなっています。一人あたりの保険料が下がりながら実際には保険料が上がるというとんでもない資料です。一体何をもとに議論をすればいいのか非常に戸惑うところです。市として個別の資料など市民に公開できるものがあれば早急にお示しください。

　12月に行われる、3回目の仮算定で初めて国から仮係数の提示を受けて平成30年度の保険料率の仮算定が行われる予定となっています。また、12月28日に国から確定係数が提示され、来年1月に平成30年度の保険料率の本算定が行われます。そこで、お聞きします。

2回目の試算において、均等割と平等割について現行の30：70が40：60に変更されています。寝屋川市は国保加入世帯の約６割が単身世帯であることを考えれば、より多くの世帯にとって保険料が上がったと考えます。30：70から40：60に変更されたことでの保険料の値上げ世帯と値下げ世帯のおおよその件数と影響額をお示しください。

　また、均等割・平等割の割合については、寝屋川市においては国民健康保険条例で定められています。変更をする場合の手続きについて、国民健康保険運営協議会に諮問をして答申を受けて議会提案になると思いますが、確認をお願いします。

　次に、今回の試算では、過去の保険料の滞納分が収入として試算に反映されています。国民健康保険会計は毎年の収支均衡が基本です。国民健康保険の制度改正で、国保の財政責任は最終的に都道府県が負うことになっています。

国保料の滞納分は、市町村が運営していた年度のお金です。そして、当然財政責任は自治体が負っていましたので、過去の保険料滞納分の納付保険料は個別の自治体の会計に入るものではないでしょうか。累積赤字が残っている自治体にとっては、保険料滞納分の納付は累積赤字の解消の財源となります。黒字で、基金を持っている自治体にとっても、国保料の引き下げなどの財源となります。

極端な話ですが来年度からの制度変更で、本来なら、大阪府は100％の収納率で保険料を計算し、府下自治体の納付金額を決定し、全額収めてもらえばいいわけです。そうすれば、過去の滞納など最初から保険料の計算に入らないわけです。また、100％の収納率で計算すれば保険料も安くなるし、収納率が100％にならない自治体にも、自治体の責任で大阪府に賦課された納付金を収める仕組みとすれば、府下市町村は収納率の向上、滞納保険料の回収、一般会計繰り入れなどいろいろに努力をするのではないでしょうか。

そんな中で、最初から、自らが運営していなかった年度の国保料まで当てにして保険料を決めることは問題があると考えます。市としての考えをお示しください。

次に国保料の応能割りと応益割りについてです。

寝屋川市では、応能、応益割合は50：50です。しかし、これが応益割り部分が増えれば低所得者の負担が増えていくことになります。今回の試算では50：50で行われたようですが、今後の見通しについて応能・応益が45：55になるのではないかと心配をされている声を聞いています。今後の見通しをお示しください。

次に標準収納率についてです。

今回の大阪府から提出された資料には収納率についての記載がありません。前回と同じ標準収納率での計算と言うことのようですが、寝屋川市は大阪府の言う標準収納率にいまだ到達をしていませんが、現行の収納率ではどれだけの財源不足が生じるのか試算をして明らかにしてください。最終的には大阪府から求められる収納率はどの程度になると見込んでいますか。寝屋川市の収納率それに対して十分との見込みでしょうか。お答えください。

　次に、賦課限度額についてです。

寝屋川市の国保料においては後期高齢者支援金分と介護分の賦課限度額は政令で定める額とされています。しかし医療分については、過去に国民健康保険運営協議会に政令で定める金額との諮問もされましたが、医療分については金額も大きく、市民生活に与える影響が大きいとの判断でその都度、国民健康保険運営協議会にかけて判断することが望ましいとされ、政令で定める額とはしないことが決められています。

しかし、今回の制度改正で、大阪府は大阪府統一保険料を目指し、当然統一するためには、各市町村の賦課限度額も統一する方向で進められています。府の方針案では賦課限度額はすべて政令で定める額とされています。

市として今後、国保条例の改正を含め、医療分の賦課限度額について、どのように国民健康保険運営協議会に提案をしていこうとしているのか。今後のスケジュールなど市としての考えを明らかにしてください。また、年度途中で賦課限度額が変わった場合には保険料率の変更もありうることになるのか。大阪府の示している方向性と市の考え方をお示しください。

次に、年度途中の国保加入者の増減についてです。今ままでは、市町村単位で運営されていましたので、当初見込みより寝屋川市内の国保加入者が減っても増えても国保会計に大きな影響は出ませんでした。加入者が減れば収入も減るが給付も減る、加入者が増えれば収入も増えるが給付も増えたわけです。しかし、都道府県単位化された後の国保加入者の増減は、財政に穴があく可能性があります。大阪府は市町村に割り当てた納付金がはいってくれば問題ありません。しかし、年度途中に当初見込みを下回る国保加入者となった場合、寝屋川市が集める保険料が大阪府に収める納付額に届かない可能性が出てきます。そのような場合、その穴埋めはどの財源ですることになるのか。次年度に精算となるのか。当初見込みより加入者が増えれば当然納付額より多くの収入が見込めるが、その金額は国保会計にいれ活用できるのか。次年度の精算で納付するものになるのか。大阪国保へ統一後の国保会計のあり方について説明を求めます。市の見解をお示しください。

次に各市町村の納付金額について、10月25日に明らかにされた試算とその資料を見れば、寝屋川市で集めるべき保険料額が医療分で43億5918万8595円。支援金分14億4384万9935円。介護分5億5261万8010円で合計63億5565万6540円と掲載されています。寝屋川市の平成29年度の国民健康保険特別会計予算では国民健康保険料の合計金額は50億7095万1000円とされています。市民から集める保険料に大幅な差が出ています。市としてどのように認識していますか。市民には余りにも情報が少なく、来年度の国保料についてどのようになるのか不安が募っています。寝屋川市として来年度の国保料の設定について市民にわかるように説明をすること。また、情報公開を求めます。市としての考えをお示しください。

次に、各市町村の国民健康保険運営協議会は都道府県単位化された場合に位置づけが変わるのか。大阪府の運営方針を見ていると正直、各自治体の国民健康保険運営協議会に図ることなく勝手にいろいろなことが変更され決まっていく感じがしています。市町村の運営協議会の意向は尊重されるのか。市の考えをお示しください。

次に、減免制度についてです。今回示された資料には保険料の減免は後期高齢者医療制度などを参考にすると書かれていまが、そのようなことになると全く使えない制度となります。先日、大阪府後期高齢者医療広域連合議会があり決算審査が行われましたが、平成28年度、100万人を超える加入者がいる医療制度で、年間の保険料減免申請が約1200件で減免実績が約1100件、一部負担金減免は申請13件認定8件となっています。ほとんど利用できない制度と言って過言ではありません。制度利用者のほとんどが災害被災者とのことでした。

寝屋川市では保険料減免の利用世帯は少なくなったとはいえ約4万世帯加入の国保で数千単位での申し込みがあるわけです。6年間の激変緩和期間が設けられていても制度の後退は避けられないのではないかと多くの市民が心配するのも無理はありません。寝屋川市の考えをお示しください。

次に健診事業についてです。検診事業は唯一大阪府が各市町村個別に頑張れと自由にできる分野です。国保の枠組みだけで健診事業の推進をしても医療給付費など府下で統一されてしまえば、インセンティブも働かなくなり、特定検診事業の比重が低下してしまうのではないかと心配をしてしまいます。しかし、市民全体の健康の維持を考えて判断をする必要があると考えます。かつての市民検診のように市民全体を対象とした検診事業が必要と考えます。そこの中心的役割を果たす特定検診として充実を図っていく必要があると考えます。市民の健康の維持増進に向けて更なる健診事業の拡充が必要と考えます。市の考えをお示しください。

12月1日に大阪府のホームページに大阪府国民健康保険運営方針（素案）についてのパブリックコメントの結果と大阪府下市町村から寄せられた法定徴収意見が公表されました。そこでお聞きします。

パブリックコメントでは多くの府民が都道県単位化、保険料の統一に対して反対の意見を上げています。寝屋川市として市民府民の立場に立って、大阪府へ意見を行っていただくことが必要と考えます。寝屋川市として市民、府民の意見を把握しているか。見解を求めます。

次に、各市町村の法定徴収意見を見れば、寝屋川市は基本方向に賛意を示していますが、そのような自治体はほぼ見られません。

岸和田市からは「この意見聴取は法定のものであり、我々市町村が意見を表明するための重要な機会であると認識している。広域化に向けての作業がかなり遅れ気味の中で、この意見もこの時期に、しかも、前述のような重要な機会であるにもかかわらず、短い時間で意見を提出しなければならない。やむを得ない事情もあることはわからないことはないが、この状況を見ると、大阪府としてはこの意見聴取を形式的なものという認識しかないのではないかという見方もでき、共同保険者としての今後の信頼関係に懸念を覚える」という意見がだされるなど、大阪府下の各自治体が大阪府の方針に対して一枚岩で「統一賛成」「方針賛成」としているとは到底思えない状況です。

市として、大阪府下の他自治体の動向をどのように掴まれていますか。お示しください。

来年４月に迫った国保の都道府県単位化において、寝屋川市民にとってより良い選択を重ねて求めておきます。

〇　介護保険について

　第7期介護保険計画（平成30年から32年度）が高齢者福祉計画審議会で審議されています。高齢化に伴う、介護認定者の増加と介護施設の整備で介護保険給付は伸びています。国・府・市の公費負担が増えない限り高齢者の保険料負担はどんどんと重たくなるばかりです。

次期計画における介護保険料の負担抑制に向けての努力を求めます。その上で、高齢者の生活を支える制度の創設が必要です。現行の境界層減免だけでなく、市独自の保険料・利用料減免の創設が必要です。特に保険料減免はすでに大阪府下では7割を超える自治体で実施されています。是非とも早急な制度の創設を求めます。特に保険料については、消費税10％の際には7割軽減、基準額の0.3の設定とすることが決められています。国も現行の介護保険料負担は重たいということを認めているのではないでしょうか。保険料の段階設定において保険料の最低基準の1段階を現行の0.45から0.3に、前倒しで変更することは厳しいとは思いますが、是非とも検討をお願いしたいと思います。市の見解を求めます。そして、本当に生活が苦しくなった市民を救うことが出来る施策として使いやすい保険料・利用料の減免制度の創設を求めます。市の見解をお示しください。

　次に総合事業についてです。寝屋川市で総合事業が始まって、要支援1・2が介護保険給付から外されてまもなく1年が経とうとしています。

　厚生労働省は、介護保険からの卒業を目指す自治体を大きく評価しているようですが、三重県桑名市やお隣大東市などでは、卒業という名の介護保険からの追い出しで高齢者の生活が脅かされ、要支援から要介護に急速へ悪化されていく状況などが報告もされています。

　また、介護認定についても、チェックリスト優先で介護認定を受けることができない事例なども報告されている中で、寝屋川市では介護認定を基本とする運営がなされていることは、高く評価します。

　寝屋川市では、身体介護を含むケアプランでは現行相当サービスの利用ができるとされています。しかし、事業所からは、地域包括によって基準に差が出ている。なかなか現行相当サービスが認められないなどの話も聞いています。身体介護を含む場合は現行相当サービスの利用が可能だということを再度確認しておきます。市の答弁を求めます。

4月からの介護認定で要支援となった人が受けている介護サービスを現行相当・緩和型・短期集中などの利用割合と人数をお示しください。

市として高齢者の生活を守る立場で総合事業、介護保険事業に取り組むことを改めて求めておきます。

　次に介護認定の出なかった人が利用するチェックリストですが、チェックリストを利用しての、総合支援事業でのボランティアサービス・有償活動員の利用者は、現在どれだけいますか。利用実態も合わせてお答えください。今年度より有償活動員を派遣する団体に対する補助事業が始まりましたが、現時点でどれだけの団体が補助を受けることができる見込みか。補助の基準が高すぎると考えるが、年度途中での見直しは可能か。市の見解をお聞きします。

来年度からの第七期介護保険計画において、国の制度改定もあり、多くの高齢者、介護保険利用者、事業所から負担の増大や事業所の運営など不安の声を聞いています。保険料の抑制と介護保険給付の充実、そして介護事業所の経営を守ることは相反する非常に難しい課題であることは理解しますが、市としての最大限の努力を求めます。介護保険事業全体に対する市の見解をお示しください。

〇　学童保育について

寝屋川市は来年度の学童保育において土曜開所を進めると９月議会で答弁しました。その後、教育委員会は市内学童で保護者アンケートも取られています。そこでお聞きします。

来年度の土曜開所を保護者は首を長くして待ち望んでいます。例年、年度初めには土曜開所日の日程表が配布されています。仕事の予定を立てるにも必要となります。９月議会の答弁では１学期中には土曜開所を初めて行きたいとの答弁でした。現在の進捗状況と土曜開所の時期の見込みをお示しください。

次に土曜開所にあたっては、全小学校区の学童保育所の開所を求めます。土曜日だけ他の小学校の学童保育に通うことは、環境の変化に弱い子どもたちにとって、特に障害を持った子どもたちに負担を与えることになってしまうのではないかと考えます。

また、週に一度、他の学童から普段の状況を知らない子どもたちが来ることは、指導員の先生方にも大きな負担となるのでないでしょうか。

普段の生活を知っている指導員の配置をしても、指導員同士の情報共有の時間など取ることは保証されるのでしょうか。指導員の先生方がローテーションで入るにしてもその情報共有は大変な量となるのではないかと考えます。そして、各小学校によって土曜参観や日曜参観などの日程も違います。各小学校全てで開所する方が、結局は負担が少なくよりスムーズな運営になるものと考えます。市の見解をお示しください。

次に、土曜開所に当たっての保育料についてです。認可保育所では土曜日に子どもをあずけても当然月額の保育料は変わりません。同じ。子ども子育て支援法で行われている事業です。そして今まで、年間１０日前後開所されていた土曜保育は新たな料金徴収は行われていません。保護者から集めるアンケートには料金設定に対する問もありました。保護者は新たな料金が発生するのではないかと心配もしています。寝屋川市の土曜開所に当たっての保育料の考え方をお示しください。

指導員の待遇改善についてです。この間少しずつ待遇改善が行われてきました。しかし、残念ながら北河内の中でもいい方とは言えません。今議会では保育士の待遇改善が行われましたが、指導員の待遇改善についても、せめて他市並に待遇改善が求められます。そんな中で指導員の欠員解消にもつながると考えます。市の見解を求めます。

〇　小中学校の改修について

　寝屋川市は小中学校の改修は、耐震化をまず優先すべきと大規模改修の年次計画もなくなった状態となっています。しかし、現在、小中学校の校舎棟、体育館の被構造部材をはじめ耐震改修は完了しました。現在は公共施設等整備計画に基づき改修を進めるとされていますが、市内小中学校の経年劣化は目を覆わんばかりの状態となっています。

　この間、トイレの洋式化や普通教室のエアコン設置などが進んできたことは評価します。今後は、全小中学校の大規模改修工事の年次計画を教育委員会で立てること。全校でバリアフリーを更にすすめ、肢体不自由児の利用するエレバーター設置を求めます。市の見解を求めます。

　次にそれとは別に早急な対策が必要な修繕、開かない鉄枠窓など簡易な修繕にも取り組んでいただきたいと思いますが、現在の状況を教育委員会としてどのように認識しているのか。解決をどのように図るのかお示しください。

〇　その他として２点

　一つ目は無戸籍児対策についてです。

**法務省では、2015年7月から無戸籍者の調査を開始し、現在の日本における無戸籍者は686人、うち成人132人と2016年2月10日現在と発表しています。しかし、法務省の調査に回答した自治体はおよそ1割にとどまっています。実態は１万人を超えると想定されています。**

**無戸籍児は、いわゆる離婚後300日問題や、DVで逃げていて出生届を出さないなど様々な形で生まれています。今尚、毎年500名は無戸籍児が増えていると言われています。**

**無国籍の場合、原則として住民票・パスポートの取得ができません。当然マイナンバーもありません。そんな中で様々な不利益を受けることが想定されます。**

**そこでお聞きします。寝屋川市内の無戸籍の人の把握はしているのか。寝屋川市として、法務省の調査には協力をし、回答をしたのか。寝屋川市の行政サービスについて何らかの不利益を受けることはあるのか。**

**今様々な通達などが出され、住民票の取得や、戸籍の取得などに道が開かれつつあります。自治体として、証明書の発行など住民として不利益を受けることがないような施策の構築が必要と考えますが、市としての考えをお示しください。**

**2つ目に寝屋川で起きた死体遺棄事件についてです。**

**新聞報道では、**大阪府警は11月21日、大阪府寝屋川市高柳７の容疑者を乳児の遺体を遺棄したとして死体遺棄容疑で逮捕した。容疑者は２０日午前に同市の寝屋川署高柳交番を訪れ「４人の子供を産み落とし、バケツに入れてセメント詰めにし、段ボールに入れて自宅で保管している」と自首。府警の捜査員が、自宅の集合住宅３階で４個の段ボール箱を発見。画像診断で、中の四つのバケツそれぞれに乳児とみられる遺体が入っているのを確認した。 府警は２０日、死体遺棄事件として同署に捜査本部を設置した。今後、詳しい動機や経緯を調べる。捜査１課によると、容疑者は「４人の子供はいずれも１９９２～９７年にかけ市内の別の場所で産んだ。産んですぐにバケツに入れた。金銭的に余裕がなく、育てられないと思った」と説明している。容疑者は息子との２人暮らし。この日自首した理由や経緯は不明だが、「これまでずっと悩んでいた。死のうとも思ったが、育ててきた子供もいるので１人で死ぬこともできなかった。相談できる人もいなかった」と話している。と報道されています。

報道に接して胸が苦しくなりました。二度と再びこのような事件を起こさないために何ができるのか。報道されているように本当に金銭的に育てられないと考えたことが原因なら、行政にも今後なにかできることはあると思います。寝屋川市は最近子育てにお金をかけている自治体ランキングで全国１３位となりました。この間の施策が評価されたものとして大変嬉しく思いました。寝屋川市として子育て支援策の充実をはじめ更なる施策の推進が必要と考えますが、市として今後の取り組みなど検討していることがあればお答えください。

以上で私の一般質問を終わります。再質問あるときは自席にて行います。ご清聴ありがとうございました。